



平成19年4月27日

各 位

会社名 大成建設株式会社  
代表者名 代表取締役社長 山内 隆司  
コード番号 1801  
上場取引所 東証・大証・名証各一部  
問合せ先 常務役員経営企画部長 阿久根 操  
電話番号 03-3348-1111（大代表）

### 「業務の適正を確保するための体制整備の基本方針」の改定のお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、平成18年5月18日開催の取締役会にて決議いたしました、「業務の適正を確保するための体制整備の基本方針」につきまして、整備状況及び金融商品取引法の成立を踏まえ、以下のとおり改定することを決定いたしましたのでお知らせいたします。

（追加・整備の要旨）

1. コンプライアンス委員会の提言に基づく諸施策や各部門のコンプライアンス教育及び自部門監査（自己監査）の実施によるコンプライアンスの徹底
2. 情報の適正な記録、情報漏洩等の防止、情報の有効活用を目的とする情報関連諸規程の体系化
3. グループとしての経営理念・ビジョン・行動憲章の共有化、グループ経営会議の制度化等によるグループ・ガバナンスの強化
4. 財務報告の適正性確保のための体制の整備

以上

## 業務の適正を確保するための体制の整備について

### 基本方針

#### 1. 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ① 取締役は、コンプライアンスの確立が経営の根幹であることを深く自覚し、企業行動憲章をはじめ、役職員等行動規範その他のコンプライアンスに関する諸規程を率先して誠実に遵守する。
- ② 法令等違反行為に対する役職員の懲戒等の厳正化・談合行為防止のための業務体制整備・企業倫理ヘルプライン制度の適切な運用等、コンプライアンス委員会の提言に基づく諸施策や各部門のコンプライアンス教育及び自部門監査（自己監査）の実施等により、役職員等一人ひとりの自覚・自律性を高め、コンプライアンスの徹底を図る。
- ③ 法務部は、各部門のコンプライアンス活動を指導し、監査部は、各部門との連携を通じて、内部監査の実効性を確保する。

#### 2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- ① 取締役の職務の執行に関する情報の適正な記録・保存、情報漏洩・不正使用の防止、及び情報の有効活用のために、情報に関する諸規程を体系化し、会社の情報の適正な管理体制を整備する。

#### 3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ① リスク管理体制の整備に関する基本方針のもと、品質・安全・環境・コンプライアンス・情報・損益等の主なリスクに対応するための適正な管理体制を整備する。
- ② 緊急時・大規模災害発生時の対応については、事業継続性を含めた有事の管理体制を整備する。
- ③ 各部門は、リスクマネジメント教育の実施等により、組織的なリスクマネジメント能力の向上を図る。
- ④ 経営企画部は、社内横断的なリスクに関するマネジメントを推進し、監査部は、内部監査を通じてリスク管理体制の継続的改善への取り組みを促進する。

#### 4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ① 執行役員制度の活用により経営上の意思決定・監督機能と業務執行機能との分離による迅速かつ効率的な経営を推進するとともに、重要案件の事前審議のための取締役会委員会制度や社外取締役制度により、取締役会審議の活性化・実質化を図る。
- ② 経営環境の変化に対応し、意思決定の迅速化や職務執行等経営の効率化を図るために、意思決定基準・職務権限規程等を整備する。

#### 5. 企業集団における業務の適正を確保するための体制

- ① グループとして、経営理念・ビジョン・行動憲章を共有するとともに、グループ全体における各会社の機能・役割を明確化し、グループとしてのガバナンスを強化するために、グループ経営会議の制度化等、必要な体制を整備する。
- ② グループ共有ルールやグループ各社の社内規程整備推進により、グループとしてのリスクマネジメント体制・コンプライアンス体制を構築する。
- ③ 監査部によるグループ会社の内部監査・法務部等のグループ会社連絡会議等による双方向のコミュニケーションを通じて、リスクマネジメント体制・コンプライアンス体制の実効性を確保する。

#### 6. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する体制及び当該使用人の取締役からの独立性に関する事項、取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制並びに監査役による監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ① 監査役による職務執行を補助する専任の組織としての監査役業務部の部員の任命・異動・評価等については、事前に監査役と人事部長が協議する。
- ② 監査役が内部統制の実施状況等を監査するため、役員等が監査役に報告すべき事項を定める他、役員等からいつでも報告を受けられる体制、企業倫理ヘルプラインにより役員等の法令等違反行為を監査役へ報告する体制を整備する。
- ③ 代表取締役が監査役と定期的な会合を持つことにより、監査役による監査の環境整備の状況・監査上の重要課題等について意見交換を行い、相互の意思疎通を図る。
- ④ 監査役と監査部との関係について監査役と監査部長との間で書面を交わし、また監査部及び会計監査人が監査役と定期的な会合を持つ等、監査役と緊密な関係を図る。

#### 7. 財務報告の適正性を確保するための体制

- ① 財務報告の適正性を確保するための必要な内部統制体制を整備する。

以上